

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	震災後、活動が活発化した火山等の監視体制の強化		担当部局	気象庁		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	地震火山部火山課		課長 山里 平				
会計区分	一般会計		施策名	10 自然災害等による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	気象業務法(第3条、第11条、第13条、第15条他) 災害対策基本法(第3条、第8条) 活動火山対策特別措置法(第19条、第21条)		関係する計画、通知等	防災基本計画(昭和38年中央防災会議策定) 噴火時の避難に係る火山防災体制の指針(平成20年中央防災会議報告) 復興への提言～悲愴のなかの希望～(平成23年東日本大震災復興構想会議決定) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年東日本大震災復興対策本部決定)						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災においては、大規模災害に対する観測・監視体制の強化の重要性が改めて認識され、火山活動が活発化している、吾妻山、草津白根山、白山、現在も活動が活発な霧島山において、大規模噴火を想定して対策を強化する必要がある。火山学的知見によると、海溝型の巨大地震の発生から数年以内に内陸の火山が噴火する事例が多く存在していることから、これら4火山については、東日本大震災後、活発な火山活動を続けている状況に鑑み、緊急に監視体制の強化を図り、火山の大規模噴火に対応して避難を促すための噴火警報等を迅速に発表する体制を整備する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1.火山観測施設の緊急更新(吾妻山、草津白根山、白山、霧島山) 2.霧島山(新燃岳)火山総合観測点の増設(火山総合観測点2式、機動用GPS観測装置3式、機動用磁力計4式の増設)									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
	-		-		-		458		458	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込		
			23年度	24年度				火山	()	
	活動が活発化している5火山に加え、新たに4火山の監視体制の強化を図り、噴火警報等を迅速に発表する体制を整備する。	%	56	100		火山観測施設の更新・増設	火山	()	4	
単位当たりコスト	114,554(千円/1火山あたり)				算出根拠	H23年度3次補正額/火山数				
事業所管部局による点検										
項目					内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「東日本大震災からの復興の基本方針」5復興施策(4)⑤(iii)、「地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。」に整合している。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					東日本大震災の教訓を踏まえ、震災後活動が活発化した火山の監視体制を強化し、火山の大規模噴火に対応して避難を促すための噴火警報等を迅速に発表する体制を整備する緊急性の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					火山の噴火警報等を迅速に発表するためには、最新の火山観測機器の整備や観測機器の増設により、火山活動の状況を正確に捉えることが最も有効であり、即効性がある。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					大学等他機関との連携を図り火山観測データの共有化により、当庁における事業実施のコスト削減を図っている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					気象業務法に基づき、火山等の観測網整備や情報発表は気象庁が実施することになっており、役割分担等は明確となっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					大学等他機関の地震計等の整備事業と整合を図り実施することとしている。(単年度事業)					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					国において直接実施する事業であり、国自ら契約を締結し、工程管理から完成検査まで、職員により適切に実施することとしている。					

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。